

剣淵町奨学金返還支援事業について

剣淵町では、奨学金返還支援事業を4月1日から行います。

この事業は、若年層の町外への流出を食い止めるとともに町内事業所等への就業を促し、経済の担い手となる人材を確保するために、大学等へ進学した者が借り入れた奨学金に対して補助金を交付します。

詳細は、下記の内容をご覧ください。

■対象者

5年以上の町内居住の意思を有し、次の条件を全て満たす者（公務員は除く。）

- (1) 町内に住民登録があり、当該住所地を生活の本拠地としていること。
- (2) 令和8年4月1日以降に、町内事業所等に正規雇用等として就業していること。
- (3) 大学等を卒業しており、かつ、在学期間中に奨学金の貸与を受けて、その返還を行っていること。
- (4) 補助金の初回申請をする年度の4月1日時点において、年齢が30歳未満であること。
- (5) 奨学金の返還に対し、他からの助成を受けていないこと。
- (6) 町税等を滞納していないこと。
- (7) 剣淵町暴力団排除条例（平成25年条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

■助成金額及び助成期間 奨学金の返還額（年間180,000円上限）を、継続した72月（6年間）支援します。

■申請受付期間 随時

■提出書類 ①奨学金返還支援事業補助金交付申請書 ②住民票の写し
③奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証明するもの 等
※詳細はお問い合わせ先へご確認ください。

■申請先 総務課企画財務広報グループ

お問い合わせ先 総務課企画財務広報グループ ☎26-9021

令和8年度剣淵町奨学資金貸付申込みについて

教育委員会では、剣淵町奨学資金貸付条例に基づき、奨学資金の貸付を行っています。経済的な理由により、修学が困難な高校生・大学生を対象に次の要領で奨学資金の貸付申込みを受け付けます。

■対象者

- ・本町に住所を有する者の子弟で経済的理由（※一定の所得基準の方）により修学困難な者
※所得基準を超えた場合は、貸付対象外となりますので事前にご相談ください。
- ・身体健康にして学業に精勤できる者

■奨学資金の額

- ・高等学校生 月額10,000円以内
 - ・短期大学生（高専を含む）、専修学校専門課程及び各種学校（高卒対象）の学生、大学生 月額30,000円以内
- ※いずれも無利子貸付です。

■奨学資金の貸付期間 在学する学校の正規の修学期間と同じです。

■奨学資金の返還 貸付の終了した年度の翌月から起算して1年を経過した後、貸付を受けた期間の1.5倍の期間内に貸付額を返還していただきます。

（例）令和8年4月から四年制大学に進学し、4年間の貸付希望であれば、期間は令和8年4月から令和12年3月までとなります。償還期間は、令和13年4月から令和19年3月まで（年4回×6年）の償還になります。

■貸付資金の受付期間 令和8年4月30日（木）まで 期日厳守

■奨学資金貸付の決定 毎年度、剣淵町育英奨学基金の予算の範囲内で教育委員会が決定します。

■貸付申込みに必要なもの（以下の書類を1部ずつ提出してください。）

- ①願書（教育委員会にあります。）
- ②世帯主の住民票
- ③進学する学校長の在学証明書
- ④前年の確定申告書又は源泉徴収票の写し

お問い合わせ先 教育委員会教育課 ☎0165-26-9025（直通）